

(釧路公立大学からのお知らせ)

東日本大震災にかかる授業料の減免について (令和6年度在學生)

令和6年度前期授業料の減免について (在學生)

東日本大震災における被害を受けた方で、令和6年度前期授業料の減免を希望する方は、「高等教育修学支援新制度」による授業料減免とは別に、事務局学生課で相談を受付しています。(東日本大震災が減免申請理由とならない場合は、「高等教育修学支援新制度」の減免申請をしていただきますので、その際は指定された受付期間を厳守願います)

前年度、東日本大震災にかかる授業料の減免を受けた学生については、必要申請書類を実家宛に郵送しますので、今年度も引き続き減免を必要とする場合、4月5日(金)までに学生課へ提出してください(持参・郵送どちらでも可)。

なお、減免基準は下記のとおりとなっておりますので、該当する方は証明書を添付してください。また、すでに「り災証明」を提出している方は、再提出の必要はありませんので「申立書」に現在の生活状況等を記載の上、提出してください。

※「高等教育修学支援新制度」の授業料減免申請と受付時期が異なりますのでご注意ください。

※「高等教育修学支援新制度」による授業料減免を申請した(これから申請する)方も、「東日本大震災に係る減免」の申請は忘れずに行ってください。「高等教育修学支援新制度」の対象外となった場合でも、「東日本大震災に係る減免」が認められる場合があります。

東日本大震災に係る授業料の減免について (令和6年度)

授業料等負担者の り災状況等		減免内容	添付書類
○死亡又は6か月以上の疾病による生活困窮		全額免除	・市(区)町村長が発行するり災証明書(写) ・死亡の記載がある戸籍謄本又は医師診断書【該当者のみ】
○所有する住宅の半壊(半焼)以上の被害【持家のみ】	生活保護受給者又は市(区)町村民税非課税者(※1)	全額免除	・市(区)町村長が発行するり災証明書(写) ・市(区)町村長が発行する被災証明書(写)【福島第一原子力発電所の事故のみ】
○その他類似事例(流失等)			
○福島第一原子力発電所の事故の影響により居住地(政府による避難指定区域に限る)からの避難	上記以外(※2)	半額減免	・福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書又は市(区)町村長の発行する市(区)町村民税の課税証明【該当者のみ】
○一部損壊等の被害		半額減免	・市(区)町村長が発行するり災証明書(写)

注) ※1及び※2の区分については、平成26年度に新設されたもの。

【お問い合わせ】

釧路公立大学事務局学生課

電話：0154-37-5091